

# 令和5年度私立専修学校職業実践専門課程推進補助金 『提出書類に関する留意事項』

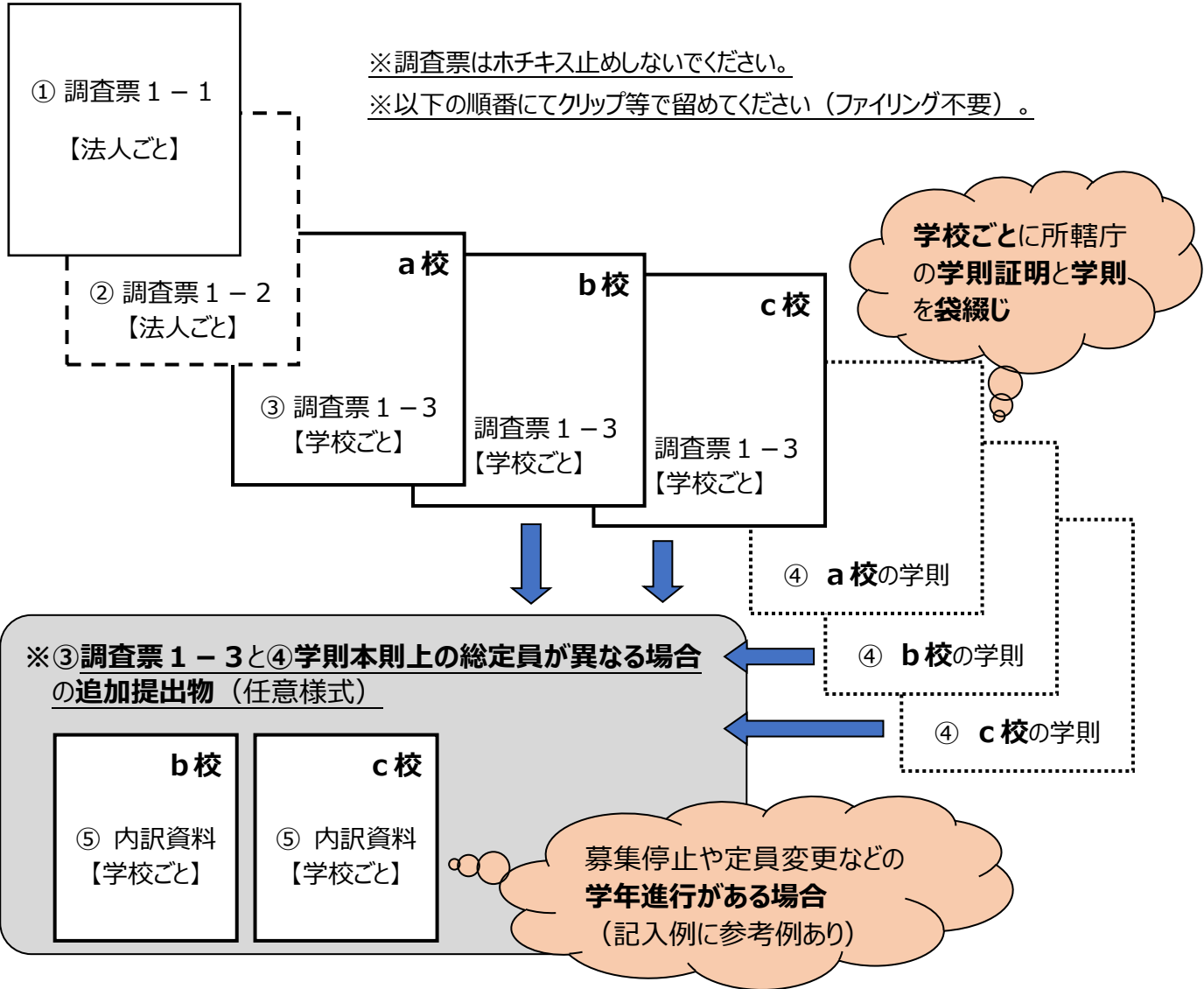
補助金を希望しない法人は、「①調査票1-1」のみご提出をお願いします。

### 【提出期限】

令和5年11月6日（月）必着

### 【提出書類 ※全てA4サイズ（片面印刷）でご用意ください。】

- ① 調査票1-1 法人ごとに1部（全ての法人が提出）
- ② 調査票1-2 法人ごとに1部
- ③ 調査票1-3 学校ごとに1部ずつ
- ④ 令和5年5月1日時点で有効な学則 学校ごとに所轄庁の学則証明と学則を袋綴じ



## 【提出に向けての確認事項】

### ① 職業実践専門課程の認定の確認

申請を希望する学科が、文部科学省から職業実践専門課程の認定を受けているか、**令和5年3月27日に告示されている学校名、学科名等を確認してください。**

※学科名の変更等、認定に係る必要な諸手続きを行っていない場合は、補助金の対象となりません。

[https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt\\_syogai01-100003309\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230801-mxt_syogai01-100003309_1.pdf)

(文部科学省 HP 「職業実践専門課程」の認定課程一覧)

告示後に課程名、学科名等を変更した場合

- 所轄庁に学則変更の届出を行い、受理または認可されている
- 所轄庁に職業実践専門課程の名称等変更（学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限）に係る申請を8月に提出し、当該年度中に名称等変更の告示を受ける予定の場合に限り申請することができます。提出書類には**変更後の正式な学科名を記入**してください。

### ② 定員内実員の確認

生徒数は、学科定員を上限とした認定学科ごとの実員（以下『定員内実員』という。）とします。

**令和5年5月1日を基準日**とし、生徒は、基準日時点で学校の生徒として**学籍簿等で在籍が管理**されていることが条件です。

- 基準日時点で、法人が運営する学校名、学科名、各学科の定員等について記載された**最新の学則が**所轄庁に届け出され、**受理（認可）を受けているか確認**してください。  
※所轄庁に届け出を行っていない事項については、**補助金の対象となりません。**
- 所轄庁に届け出ている学則を元に、各学科の定員を確認してください。
- 令和5年5月1日時点の、各学科の**在籍生徒数を 学校の学籍簿、出席簿を元に確認**してください。
- 学則定員と実員を比較し、学科ごとの定員内実員を確認してください。

## 【各提出物について】

### 提出書類の様式

提出書類の**各様式、記入例及び提出に関する留意事項**等は、東京都私学部ホームページへ掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000001090.html>

## 提出書類の留意点

### ① 調査票 1 - 1

- 補助金交付の希望を確認するため、申請を行わない場合は、「B.希望しません」に「○」を付けていただき、「①調査票 1 - 1」のみご提出ください。

項目	留意点
申請者	印鑑証明書と同じ法人所在地、法人名、理事長名を記入してください。
押印	印鑑証明書と同じ理事長印を押印してください。
電話・E-mail	問い合わせ窓口となる方の電話・E-mail を記入してください。
学校数 学科数	令和5年5月1日時点で（令和4年度までに）文部科学省から職業実践専門課程の認定を受けた、東京都内に所在する学校数、認定学科数を記入してください。 法人ごとに記載する「調査票 1 - 2」の通番号の数と一致していますか。
学則定員 定員内実員	学校ごとに記載する「調査票 1 - 3」の総計と一致していますか。

### ② 調査票 1 - 2

- 認定学科の数が多く、1枚に記入できない場合は、行を増やして複数枚で提出してください。
- 備考欄には、**学校名変更、学科名変更**、学校所在地変更や職業実践専門課程の認定、**廃止予定**など、特記事項がある場合は必ず記入してください。

項目	留意点
学校名	令和5年5月1日時点で（令和4年度までに）文部科学省から職業実践専門課程の認定を受けた、都内に所在する学校のみを記入してください。 略称ではなく、正式名称を記入してください。
学校所在地	申請対象となる都内の学校のみを記入してください。
学科名	令和5年5月1日時点で（令和4年度までに）文部科学省から職業実践専門課程の認定を受けた学科のみを記入してください。 文部科学省の令和5年3月27日付告示と学科名が同一か確認してください。 【変更があった場合】変更後の学科名を記入してください。また、所轄庁へ学則変更の届出及び職業実践専門課程の名称等変更の申請（8月頃）に提出したか確認してください。 →手続きが行われていない場合は、当該学科は補助対象外です。
学校通番号 学科通番号	通番号は、学校ごとに記載する「調査票 1 - 3」と一致していますか。 通番号の数が、法人ごとに記載する「調査票 1 - 1」と一致していますか。

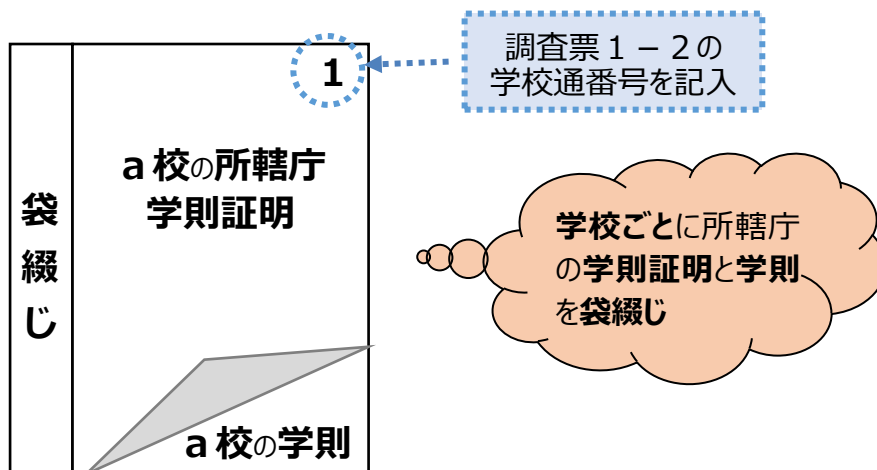
### ③ 調査票 1 - 3

- 学校ごとに作成します。
- 認定学科の数が多く、1枚に記入できない場合は、行を増やして複数枚で提出してください。
- 学校内で学科名等の変更を行っていても、**所轄庁へ 学則変更の届出** 及び **職業実践専門課程の内容変更に係る手続きが行われていない場合は、当該学科の補助金申請はできません。**

項目	留意点
学校通番号 学科通番号	法人ごとに記載する「調査票 1 - 2」の通番号と一致していますか。
1. 学校名、学科名の変更	<p>変更の有無について、該当するものに「○」を記入してください。</p> <p>【変更があった場合】 変更内容と届け出先を記入してください。</p> <p>【変更があった場合】 <b>所轄庁へ 学則変更の届出</b> 及び <b>職業実践専門課程の名称等変更の申請</b>(8月頃)を提出したか確認してください。</p> <p>→手続きが行われていない場合は、当該学科は補助対象外です。</p>
3. 他の補助金	<b>他の補助金を受けている場合、また東京都産業労働局などと委託事業契約を結んでおり、学校に公金を元とする収入がある場合は記入してください。</b>
4. 学則変更	<p>変更の有無について、該当するものに「○」を記入してください。</p> <p>【変更があった場合】 <b>「内訳資料」を作成</b>してください。</p>
4. 学則定員数	<p>所轄庁に届け出ている『学則』及び 所轄庁が毎年5月～6月に行う『<b>私立専修学校現況調査票</b>』に記載した定員と一致していますか。</p> <p><b>学年進行などで学則の定員と異なる場合は、「内訳資料」を作成</b>してください。</p> <p>→<b>定員数の変換が確認できるよう、過去の学則（学則証明必要なし）</b>も提出してください。</p>
4. 在籍生徒人数（実員）	<p>令和5年5月1日時点の、在籍実員を記入してください。</p> <p><b>令和5年5月1日時点の『学校の学籍管理（出席簿等）』</b>及び 所轄庁が毎年5月～6月に行う『<b>私立専修学校現況調査票</b>』に記載した在籍生徒数と一致していますか。</p>
4. 定員内実員	自動で入力されますが、誤りが無いか確認してください。
4. 合計数	各学校の総計が法人ごとに記載する「 <b>調査票 1 - 1</b> 」と一致していますか。

#### ④ 学則

- 学校ごとに作成します。
- **基準日（令和5年5月1日）時点で有効な学則**を提出してください。  
※令和5年5月1日以降に学則変更があった場合は、最新の学則ではなく、令和5年5月1日時点で有効な学則を提出してください)
- **所轄庁（区市・もしくは東京都私学部私学行政課）の学則証明を添付のうえ、袋綴じ**をしてください。  
学則証明の添付が無い場合には、**補助金申請の添付書類として受理できません**のでご注意ください。



#### ⑤ 内訳資料（③調査票1-3と学則本則上の総定員が異なる場合に提出）

- 募集停止や定員変更などの学年進行がある場合に、**令和5年5月1日を基準日**として作成してください。
- 学則本則上の総定員と異なることになった経緯や理由を記載してください。
- 定員数の変換が確認できるよう、過去の学則（学則証明必要なし）も提出してください。
- 学校ごとに作成します。
- 任意様式です。東京都私学部ホームページへ掲載した「記入例」に参考例がありますのでご参照ください。

### 【提出方法】

郵送でご提出ください。

### 【提出先・問合せ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一庁舎18階北側  
東京都 生活文化スポーツ局 私学部 企画振興担当【**職業実践補助金**】 荒川宛  
TEL 03-5388-3083  
メール [S1121501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121501@section.metro.tokyo.jp)

メール件名は【荒川宛 ○○法人 職業実践補助】としてご送信ください。